

指定計画相談支援・指定障害児相談支援 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者の概要

法人の名称	合同会社 ジャストライト
法人の所在地	大分県中津市大字今津 620-1
法人の電話番号	0979-64-9203
法人のFAX番号	0979-64-9197
法人のE-mail	justright@j2.gmob.jp
法人の代表者	大島 伸城
法人の設立年月日	令和2年1月27日

2. 事業所の概要

事業所の名称	相談支援事業所 ことり
事業所の所在地	大分県中津市大字今津 620-1
事業所の電話番号	0979-64-9203
事業所のFAX番号	0979-64-9197
事業所のE-mail	justright@j2.gmob.jp
事業所の開設年月	令和7年10月
事業の目的・運営方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者又は利用者の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行います。</li> <li>2. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行います。</li> <li>3. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。</li> <li>4. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</li> <li>5. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、市町村、事業者等</li> </ol>

	<p>との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めます。</p> <p>6. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>7. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、関係法令等を遵守します。</p>
--	---

### 3. 事業所の職員体制

職種	人数	勤務形態
管理者	1名	常勤・相談支援専門員兼務
相談支援専門員	1. 5名	常勤1名・非常勤0. 5名

### 4. 職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	<p>従業員の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業員に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>
相談支援専門員	<p><b>【基本相談支援】</b>            障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p><b>【サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成】</b>            障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p><b>【モニタリング】</b>            支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>

## 5. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（12月30日から1月3日を除く） （その他、会社の定めた休業日に準ずる）
営業時間	月～土 8時30分から17時30分
その他	上記の営業日、営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとっています。

## 6. 通常の事業の実施地域

中津市、宇佐市、吉富町、豊前市、由布市、日田市

## 7. 主たる対象者

特定なし

## 8. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

### 【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は障害児の保護者によるサービス選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者又は障害児の保護者に交付します。

支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案に位置付けられた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案の内容を基にサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を完成し、利用者又はその家族に対して説明、文書により利用者の同意を得た上で、利用者又は障害児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画のモニタリングを実施します。

計画の実施状況の把握及び計画の変更等	利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係機関との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障害者支援施設、指定障害児入所施設若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退院又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。

## 9. 利用料金

相談支援利用料	厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者へ通知します。
交通費	利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供した際には、次の額を交通費として実費でいただきます。 事業所から、片道概ね30km 100円

## 10. 利用料金の支払い方法

交通費の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、所定の期日までに現金でお支払い下さい。

その他の支払いは直接お支払い下さい。

## 11. 事故発生時の対応

ご利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、ご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 12. 苦情を受け付けるための窓口

### 【本事業所の苦情窓口】

連絡先	相談支援事業所 ことり
電話番号	0979-64-9203
FAX番号	0979-64-9197
E-mail	justright@j2.gmob.jp
担当者	宮村 由紀子

本事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対する意見などいただいています。本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は大分県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

### 【中津市福祉支援課障害福祉係】

所在地	大分県中津市豊田町14番地の3
受付日	月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。
受付時間	8:30～17:15
電話番号	0979-22-1111
FAX番号	0979-24-7522

### 【大分県福祉サービス運営適正化委員会】

所在地	大分県大分市大津町2丁目1番41号大分県総合社会福祉会館内(大分県社会福祉協議会 内)
受付日	月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。
受付時間	9:00～17:00
電話番号	097-558-0300
FAX番号	097-558-1635

## 13. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】管理者 宮村 由紀子
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 障害者虐待防止法に基づく対応

#### 14. 個人情報の取扱い

個人情報については<契約書第13条>のとおり、適正に取扱います。

#### 15. サービス提供の記録

本事業所では、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。また、利用者又は障害児の保護者が他の指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の利用を希望する場合、その他利用者又は障害児の保護者からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

#### 【本事業所にて保存している記録】

- ・ 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ・ 個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳
  - サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
  - 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
  - アセスメントの記録
  - サービス担当者会議等の記録
  - モニタリングの結果の記録
- ・ 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ・ 利用者からの苦情の内容等の記録
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

年 月 日

指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

相談支援事業所 ことり

説明者 職 名 相談支援専門員

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、重要な事項の説明を受け、同意しました。

利用者

(住所)

(氏名)

利用者は、心身の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者

(住所)

(氏名)

(続柄)

相談支援事業所 ことり

\*利用料金\*

(2025.10.1 現在)

基本相談支援	ご相談等についての利用料金は無料です。		
計画相談支援	サービス利用支援費	15,720円(1月につき)	
	加算	特別地域加算	2,360円(1月につき)
		初回加算	3,000円(1月につき)
		退院・退所加算	2,000円(1月につき)
		医療・保育・教育機関等連携加算	1,500円~3,000円(1月につき)
	継続サービス利用支援費	13,080円(1月につき)	
	加算	特別地域加算	1,960円(1月につき)
		利用者負担上限額管理加算	1,500円(1月につき)
		入院時情報連携加算	(I)2,000円(1月につき) (II)1,000円(1月につき)
		サービス担当者会議実施加算	1,000円(1月につき)
サービス提供時モニタリング加算		1,000円(1月につき)	
障害児相談支援	障害児支援利用援助費	17,660円(1月につき)	
	加算	特別地域加算	2,650円(1月につき)
		初回加算	5,000円(1月につき)
		退院・退所加算	2,000円(1月につき)
		医療・保育・教育機関等連携加算	1,500円~3,000円(1月につき)
	継続障害児支援利用援助費	14,480円(1月につき)	
	加算	特別地域加算	2,170円(1月につき)
		利用者負担上限額管理加算	1,500円(1月につき)
		入院時情報連携加算	(I)2,000円(1月につき) (II)1,000円(1月につき)
		サービス担当者会議実施加算	1,000円(1月につき)
サービス提供時モニタリング加算		1,000円(1月につき)	
計画相談支援 その他の加算	加算	主任相談支援専門員配置加算 1,000~3,000円(1月につき)	

	居宅介護支援事業所 等連携加算	1,000～3,000円 (1月につき)
	保育・教育等移行 支援加算	1,000～3,000円 (1月につき)
	集中支援加算	1,500～3,000円 (1月につき)
	行動障害 支援体制加算	300～600円(1月につき)
	要医療児者 支援体制加算	300～600円(1月につき)
	精神障害者 支援体制加算	300～600円(1月につき)
	ピアサポート体制加 算	1,000円(1月につき)
	地域生活支援拠点等 相談強化加算	7,000円(1回につき)
	地域体制強化共同支 援加算	20,000円(1回につき)
	高次脳機能障害者支 援体制加算	300～600円(1月につき)
交通費	通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合に、事業所の自動車を使用した場合は次の額を交通費として実費でいただきます。 事業所から、片道概ね30km 100円	
その他の費用	ご利用者の事情により必要となるものは実費をご負担いただくことがあります。その際は、前もって説明を行います。	

※ 上記の利用料金（地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援・障害児相談支援）については、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から上記の金額を代理受領します。利用者の自己負担はありません。

※ 交通費の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、所定の期日までに現金でお支払い下さい。

※ その他の費用の支払いは、直接お支払い下さい。